

境港市告示第3号

令和3年度から令和5年度までにおいて境港市が締結する道路及び公園の植栽管理等業務（樹木の剪定及び除草業務をいう。以下同じ。）の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の11第3項において準用する同令第167条の5第2項の規定により告示する。

令和3年1月21日

境港市長 伊達憲太郎

1 対象業務

市が管理する道路及び公園の植栽管理等業務とする。

2 入札参加資格要件

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

ウ 申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

エ 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者

オ 境港市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税をいう。以下同じ。）、法人税（法人の場合に限る。）、所得税（個人の場合に限る。）、消費税及び地方消費税、社会保険料を滞納している者

カ 代表者が境港市税を滞納している法人又は個人

キ 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等及びこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有すると認められる者（以下「暴力団関係者」という。）又は暴力団関係者を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人又は個人

(2) 営業を開始して1年以上の者であること。

(3) 境港市内に事業所又は住所があること。

(4) 樹木剪定業務を希望する者にあつては、造園技能士（1級又は2級に限る。）若しくは造園施工管理技士の資格を有すること又は当該資格保有者が在籍している

こと。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 令和3・4・5年度道路及び公園植栽管理等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 職員調書（様式第2号）

当該調書に記載された職員が常勤の職員であることを確認できる書類及びその職員が有する資格等を証する書面の写しを添付すること。

ウ 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式第3号）

エ 境港市税の納付状況調査同意書（様式第4号）

オ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。以下カからクにおいて同じ。）又はその写し

カ 社会保険料納入証明書（取得日から遡り2年間）又はその写し

キ 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し

ク 個人にあつては、身分証明書又はその写し

ケ 直前決算に係る決算書の写し

法人にあつては、直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類を添付すること。

個人にあつては、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

コ 審査結果通知返信用封筒（長形3号封筒に宛先を記入し、84円切手を貼付すること。）

(2) 提出に係る留意事項

提出した書類の内容に変更が生じた場合は、令和3・4・5年度道路及び公園植栽管理等業務入札参加資格審査申請事項変更届（様式第5号）及び変更箇所を修正した前号の書類を第5号の提出先まで速やかに提出すること。

なお、職員調書に記載された職員を変更する場合は、その者が常勤の職員であることを確認できる書類及びその職員が有する資格等を証する書面の写しを添付すること。

(3) 受付期間及び時間

令和3年1月21日（木）から令和6年2月29日（木）までの日（境港市の休日を定める条例（平成元年境港市条例第3号）に規定する境港市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、令和3年4月1日付けで入札参加資格を得ようとする場合は、令和3年2月26日（金）までに提出すること。

(4) 提出方法

次号の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、当日消印有効とする。

(5) 提出先

境港市役所建設部都市整備課(〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地)

(6) その他

申請手続きの詳細説明書や必要な様式は、境港市ホームページ又は都市整備課窓口にて入手すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が、第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合 市長が当該事実を確認した日の前日
- (2) 令和6年度以降の道路及び公園の植栽管理等業務に係る入札参加資格、その他審査申請手続等が令和6年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

6 その他

随意契約の相手方を決定する場合においては、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を有する者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。